

令和 6 年度

育児・介護との両立のための

テレワーク導入促進助成金

募集要項（郵送の手引き）

- 支給申請には、助成対象事業者の要件をすべて満たしている必要があります。支給申請前に、必ずすべての要件を満たしているかどうかご確認ください。
- 申請にあたっては、必ず本助成金ホームページに掲載している最新版の募集要項（郵送の手引き）をご確認ください。
- 申請書類の様式は、必ず正しい様式をダウンロードして使用してください。

目次

■ I. 育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進助成金に関すること	1
1. 助成事業の概要	1
2. 申請の受付期間	4
3. 助成対象事業者の要件	5
4. 各種助成金等との併給調整	6
5. 支給申請	7
6. 事業開始にあたっての注意点	8
7. 支給決定	8
8. 名称等の変更及び助成事業を中止する場合	9
9. 実績報告	9
10. 助成額の確定	10
1.1. 助成額の確定後の手続き（助成金の請求）	10
1.2. 助成金支給決定の取消、助成金の返還	10
1.3. 助成事業完了後の注意事項	11
1.4. 助成対象事業者（申請企業等）の情報取扱いについて	12
■ II. 助成事業の詳細内容（助成条件）	13
■ III. 助成科目について	14
■ IV. 提出書類について	18
■ 用語の説明	26

■申請受付期間（→4ページ参照）

令和6年6月3日（月）～令和7年2月28日（金） ※当日消印有効

■申請方法（→7ページ参照）

郵送のみ（来所による持参提出は不可）

※デジタル庁が提供する電子申請システム「JGrants」による電子申請を行う場合は「電子申請の手引き」をご確認ください。

■申請書類の入手方法（→7ページ参照）

下記より様式をダウンロードしてください。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/ikukai-tele.html>



■お問い合わせ先（書類の郵送先）

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 職場環境整備係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

電話番号：03-5211-5200（平日9時～17時まで） ※平日12時～13時、土日・祝日、年末年始を除く

I. 育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進助成金に関すること

1. 助成事業の概要

(1) 助成金の対象事業

公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）は、都内中小企業等が育児・介護と仕事の両立支援のために実施する下記に掲げる事業（以下「助成事業」という。）に対して、助成金を支給します。

★テレワークに関する規程及びテレワーク機器等の両方の整備が必要です。（いずれか一方の整備のみでは助成金は支給されません）

助成事業	内容説明
育児・介護との両立のための テレワーク導入促進事業	<テレワークに関する規程の整備> ①育児や介護を行う労働者のための柔軟な働き方の導入に関し、財団が別途定める研修を受講（詳細は13ページ参照） ②3歳未満の子供の育児又は介護を行う労働者について、在宅勤務等を可能とするテレワーク制度を新たに※1整備し、社内に周知
	<テレワーク機器等の整備※2> 3歳未満の子供の育児又は介護を行う（予定含む）労働者※3について在宅勤務等を可能とするテレワーク機器等を整備し、社内に周知

※1 支給申請日時点で、就業規則や関連規程にテレワークに関する規程がある場合は申請できません。

※2 テレワーク機器等の整備については、助成対象事業者が支給決定日以降に新たに取り組むものを助成対象とします。支給決定日よりも前に発注、契約、購入等をしているものは申請できません。

なお、テレワーク機器等について助成金の支給申請をせず整備する場合には、事業計画書兼支給申請書（様式第1号）「4 助成金額計算書」にその旨を記載してください。

※3 申請日時点で、都内事業所に所属する常時雇用する労働者のうち、3歳未満の子供の育児又は介護を行う労働者に対するテレワーク機器等の整備を助成対象とします（申請日時点で都内事業所に所属する常時雇用する労働者が、今後当事者になる場合に備えた整備も含む）。

(2) 助成対象経費

助成対象経費は、「III. 助成科目」（14ページ）のとおりです。

(3) 助成限度額・助成率

助成金の支給額は、一助成対象事業者に対して、以下のとおりです。

助成事業	事業者の規模	助成金	助成率
テレワークに関する規程の整備	常時雇用する労働者の数が2人以上300人以下	定額20万円	—
テレワーク機器等の整備	常時雇用する労働者の数が2人以上29人以下	上限30万円	3分の2
	常時雇用する労働者の数が30人以上300人以下	上限80万円	2分の1

※ テレワークに関する規程の整備に係る助成金額(定額20万円)に加え、テレワーク機器等の整備に係る経費のうち、**助成対象経費（税抜き）に助成率（2分の1又は3分の2）を乗じて助成金額を算出**します。

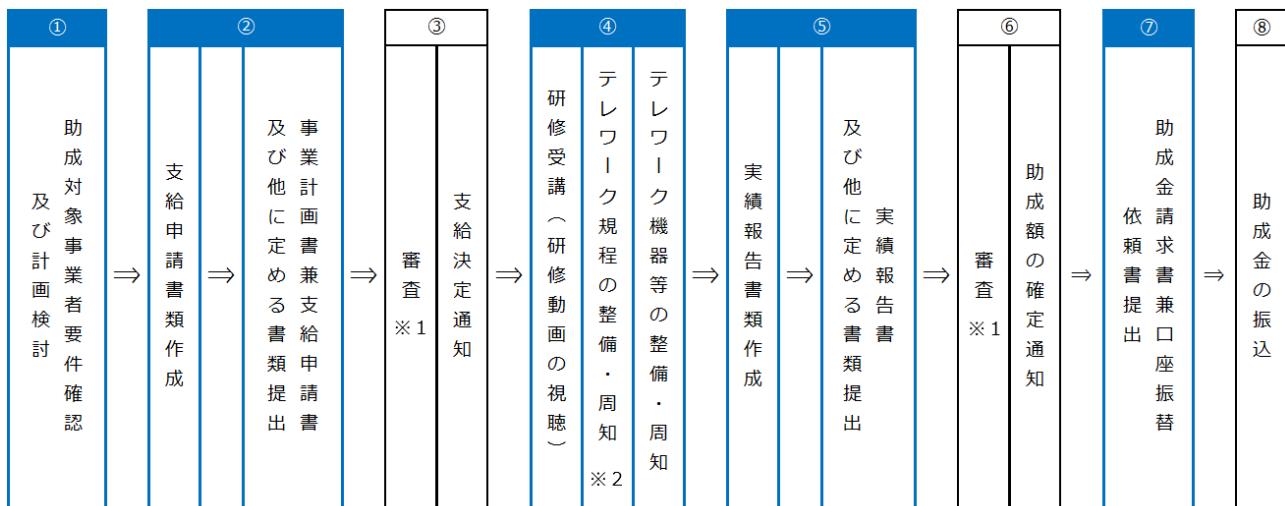
※ 算出した助成金の額に**千円未満の端数がある場合はこれを切り捨て**とします。

(4) 助成事業の実施期間

支給決定日から4か月以内に事業を完了させてください。

(5) 助成事業の流れ

＜支給申請から助成金振込までの流れ＞

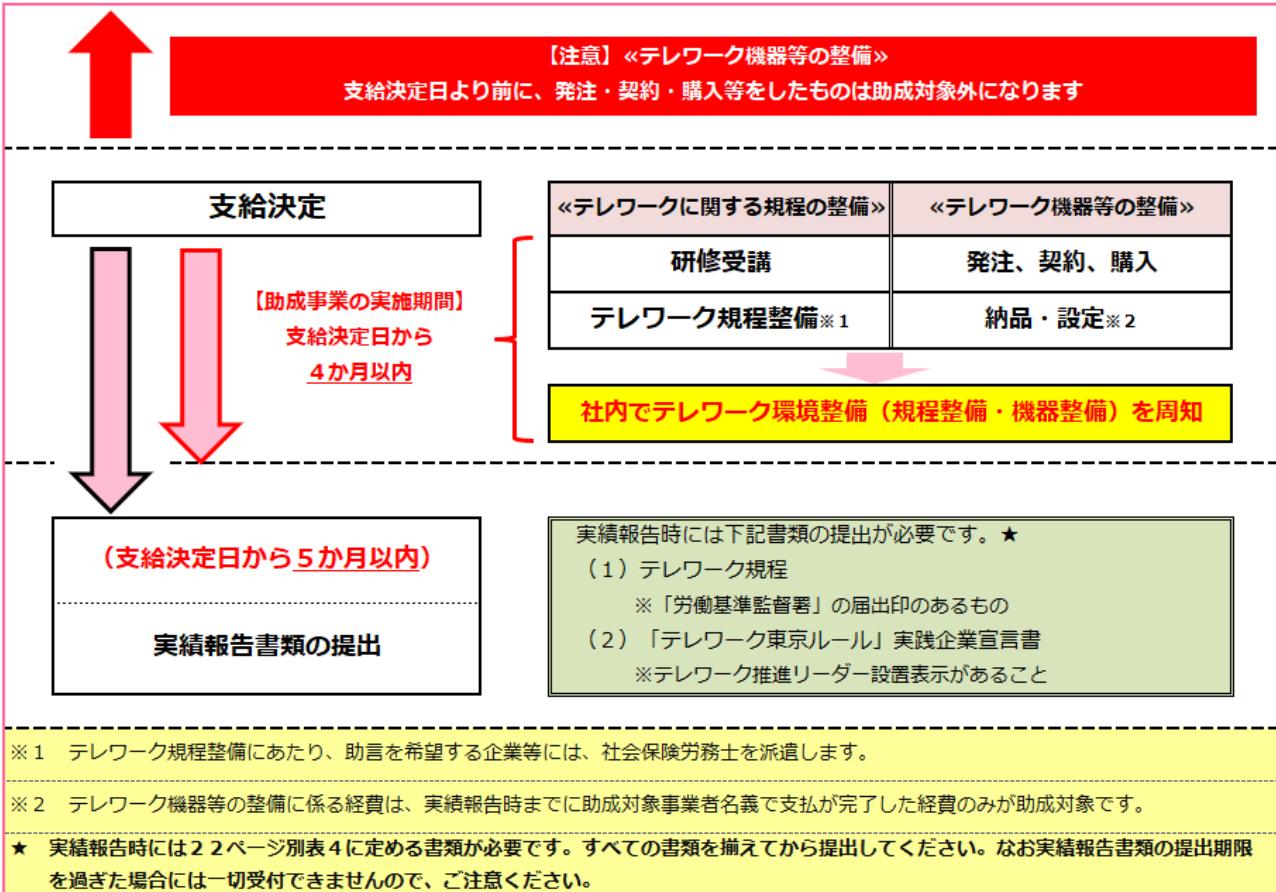


青枠で囲んだ部分は申請企業等が実施する部分です。

※1 審査にあたり、必要に応じて現地調査を実施する場合があります。

※2 テレワーク規程は、「労働基準監督署」の届出印のあるもので実績報告時に提出が必要です。

<テレワーク規程の整備・テレワーク機器等の整備～実績報告までのイメージ>



「テレワーク東京ルール実践企業宣言」制度への登録について

実績報告時に「テレワーク東京ルール」実践企業宣言書（「テレワーク推進リーダー設置」表示があるもの）の提出が必要です。「テレワーク東京ルール実践企業宣言」制度の登録手続きに時間を要する場合がございますので実績報告書類と一緒に提出できるよう、テレワーク規程整備後、速やかに登録手続きをしてください。

<https://www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp/application/>

<全体概要①～⑧の各時点で参照するページ>

- ① 助成金申請に際し、全ての要件を満たしているか確認する。
→ 5～6ページ「3. 助成対象事業者の要件」、13ページ「II. 助成事業の詳細内容（助成条件）」
- ② 計画を立てたのち、必要な書類を揃え、申請書類を作成して郵送にて提出する。
→ 4ページ「2. 申請の受付期間」、7ページ「5. 支給申請」、13ページ「II. 助成事業の詳細内容（助成条件）」
14～17ページ「III. 助成科目について」、18～20ページ「IV. 提出書類について」別表3
- ③ 財団の審査を経て、支給決定通知を郵送にて受領する。
→ 8ページ「7. 支給決定」
- ④ 支給決定の内容について、事業実施期間（支給決定日から4か月以内）に事業を実施する（支払が発生する場合は原則口座振込で行うこと）。
→ 2ページ「I. (4) 助成事業の実施期間」、3ページ図「テレワーク規程の整備・テレワーク機器等の整備～実績報告までのイメージ」

⑤ 助成対象事業者名義による支払の完了後、実績報告書類一式を郵送にて提出する

(支給決定日から 5 か月以内)。

→ 9 ページ「9. 実績報告」、23~25 ページ「IV. 提出書類について」別表4

⑥ 財団の審査を経て、助成額の確定通知を郵送にて受領する。

→ 10 ページ「10. 助成額の確定」

⑦ 助成金請求書兼口座振替依頼書を郵送にて提出する。

→ 10 ページ「11. 助成額の確定後の手続き（助成金の請求）」

⑧ 財団より助成金の振込

※ 本募集要項をよく読み、支給申請および実績報告を行ってください。

※ 支給申請書類および実績報告書類の提出をもって助成金の支払を確約するものではありません。

※ 提出書類に不足があった場合や確認が必要な事項があった場合には、審査担当者からメールまたは電話にて連絡いたします。

2. 申請の受付期間

令和6年6月3日（月）～令和7年2月28日（金）

※郵送のみ・当日消印有効

※ **来所による持参提出は一切受け付けません。**

※ 予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります。

※ **申請は、一助成対象事業者につき一回限りです。**

※ 申請前に 5~6 ページ「3. 助成対象事業者の要件」を必ず確認してください。本助成金の申請には、助成対象事業者としての要件を全て満たしていることが必要です。

《申請にあたっての注意事項》

財団実施の下記助成金（補助金）を受給する又は受給（助成額の確定通知を受領）した企業等は、本助成金の申請はできません（下記助成金（補助金）を申請中の企業等も含む）。

- ① 令和4~6年度実施の「テレワーク導入ハンズオン支援助成金」
- ② 令和5~6年度実施の「テレワーク定着促進フォローアップ助成金」
- ③ 令和3~6年度実施の「テレワーク促進助成金」
- ④ 令和2年度実施の「テレワーク定着促進助成金」
- ⑤ 令和元年度~2年度実施の「事業継続緊急対策（テレワーク）助成金」
- ⑥ 平成30年度~令和元年度実施の「テレワーク活用・働く女性応援助成金（テレワーク活用推進コース／テレワーク機器導入事業）」
- ⑦ 平成28年度~平成29年度実施の「女性の活躍推進等職場環境整備助成金／多様な勤務形態の実現事業（1）在宅勤務、モバイル勤務、リモートワーク等を可能とする情報通信機器等の導入による多様な勤務形態の実現のための環境整備」
- ⑧ 令和元年度~令和2年度実施の「はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助金）」

3. 助成対象事業者の要件

助成金の申請日から助成事業終了後の実績報告日までの期間を通じて、次の要件をすべて満たしている必要があります。

都内で事業を営んでいる中小企業等であること。

・常時雇用する労働者（※1）の数が300人以下の企業（※2）であること。

※1 常時雇用する労働者とは、次の①から③を指し、登録型派遣労働者は除きます。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について、引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて、引き続き雇用されると見込まれる*労働者
- ③ 日々雇用契約が更新される労働者でも、過去1年を超える期間について、引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて、引き続き雇用されると見込まれる*労働者

*「見込まれる」とは、労働契約書等により1年を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されていることを指します。

※2 企業とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定める「会社」又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2号に定める「特例有限会社」又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条又は第163条の規定により成立した法人等（※3）。

※3 法人等には、次のものを含みます。

- ・弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2第1項で定める「弁護士法人」に該当するもの
- ・公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の2の2第1項で定める「監査法人」に該当するもの
- ・税理士法（昭和26年法律第237号）第48条の2で定める「税理士法人」に該当するもの
- ・行政書士法（昭和26年法律第4号）第13条の3で定める「行政書士法人」に該当するもの
- ・司法書士法（昭和25年法律第197号）第26条で定める「司法書士法人」に該当するもの
- ・弁理士法（平成12年法律第49号）第37条第1項で定める「弁理士法人」に該当するもの
- ・社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の6で定める「社会保険労務士法人」に該当するもの
- ・土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第26条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの
- ・医療法人、社会福祉法人、学校法人等法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2の「公益法人等」に該当するもの
なお、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について公益法人等とみなされる、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項で定める特定非営利活動法人を含むものとします。ただし、次の（ア）から（ウ）のいずれかを満たすものは除きます。
 - （ア）同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの
 - （イ）特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
 - （ウ）後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
- ・法人税法（昭和40年法律第34号）別表第3の「協同組合等」に該当するもの
- ・労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に規定する「労働者協同組合」に該当するもの（ただし、法人税法別表2の「公益法人等」に該当するもの及び同法別表3の「協同組合等」に該当するものを除きます。）
- ・東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
- ・個人事業主も含みます。ただし、都内税務署へ開業届を提出している必要があります。
- ・法人の場合は都内に本店登記がある、又は支店・営業所等の事業所が都内にあることとし、都内で営業実態がなく、法人都民税が免除されている場合を除きます。

都内に勤務する常時雇用する労働者を2名以上雇用していること。

都内に勤務する常時雇用する労働者のうち1名は、申請日時点で6か月以上継続して雇用しており、かつ雇用保険被保険者であること（休業中の労働者を含みます）。

	都税の未納付がないこと。
3	納付義務があるにもかかわらず、法人事業税及び法人都民税（個人については個人事業税及び個人都民税）の未納付がある場合は申請できません。
4	過去 5 年間に重大な法令違反等がないこと。 違法行為による罰則の適用を受けた場合、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合、消費者庁の措置命令があった場合などの法令違反等があった企業は申請できません。また、法令違反等の状況が解消されてから 5 年が経過している必要があります。
5	労働関係法令について、次のアからキを満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。 イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。 ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していること。 エ 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること。 オ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと。 カ 前記以外の労働関係法令について遵守していること。 キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置をとっていること。
6	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないこと。
7	暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。
8	就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること（就業規則の作成・届出義務のある常時雇用する労働者が10人以上の企業等のみ）。
9	支給申請日時点でテレワークに関する規程がないこと。
10	実績報告提出時までに東京都が実施する「テレワーク東京ルール実践企業宣言」制度へ登録し、「テレワーク推進リーダー設置」表示のある宣言書がウェブサイト上で発行されていること。
11	本助成金を受給（受給予定も含む）していないこと。
	その他、財団理事長が適当でないと判断した場合は本助成金の対象外とする。

4. 各種助成金等との併給調整

助成対象事業者が以下に該当する場合は、助成金の併給を認めません。

- ・助成金の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる他の助成金のうち、国又は都が実施するもの（国又は都が他の団体等に委託して実施するものを含む。）を受給する又は受給した場合。

5. 支給申請

(1) 支給申請書類の提出方法について

支給申請書類一式をすべて揃えて、郵送により提出してください。

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 職場環境整備係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

電話番号：03-5211-5200（平日9時～17時まで）*平日12時～13時、土日・祝日、年末年始を除く

※ 必ず「育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進助成金 申請書類在中」と記載のうえ、追跡可能な記録の残る方法で提出してください。(申請書類の到着有無に関するお問い合わせには一切応じられません)。

※ 締切日の消印有効とします。なお、来所による持参提出は一切受け付けません。

申請に係る書類を代理人（社会保険労務士や行政書士等）が提出する場合

・支給申請書類に、必ず「委任状（様式）」を添付してください。

※ 代行申請を行うものが、助成金対象事業を請け負うことはできません。

・事業計画書兼支給申請書（様式第1号）の「2 企業等の概要」における「担当者連絡先」欄は、必ず申請企業等の申請に関する実務担当者を記載してください。

※ 委任状の提出があった場合でも、財団からの通知等は申請する企業宛てに送付します。また、申請内容等について、申請企業等に対してヒアリング等による確認や追加書類の提出を依頼する場合があります。

(2) 申請書類各種様式の入手方法

財団企業支援部雇用環境整備事業ホームページから様式をダウンロードしてください。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/ikukai-tele.html>



(3) 申請時の提出書類について

18ページ～20ページ別表3を参照してください。

※ 事業計画書兼支給申請書（様式第1号）の「2 企業等の概要」における「担当者連絡先」欄は必ず申請企業等の申請に関する実務担当者を記載してください。

(4) 申請に関しての注意事項

- ① 提出書類の返却や送付依頼には一切応じられませんので、申請企業等が必ず申請書類等の控えを取つて保管してください。
- ② 提出書類の各種様式には、すべて法人登記簿謄本どおりに事業者名、代表者名等を記載してください。
- ③ 提出書類の作成及び提出等、申請に係る経費は申請企業等の負担となります。
- ④ 提出書類の不備や申請内容に不明な点がある場合、電話等で確認させていただきます。その際、申請内容を説明できる申請企業等の担当者の方が対応してください。

- ⑤ 不明な点は、申請企業の担当者または、支給申請書提出時に代行申請に伴う「委任状」で指定した代理人がお問い合わせください。企業情報にあたるため、第三者からのお問合せにはお答えできません。
- ⑥ 申請書と添付書類がすべて揃い、内容に不備が無いことを確認後に審査を行います。必要書類はすべて揃えてご提出ください。
- ⑦ 必要に応じて、職員による立ち入り調査を実施します。
- ⑧ 審査の必要に応じて、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合があります。
- ⑨ 審査の結果、支給決定されないことや支給申請額から減額して支給決定することがあります。
- ⑩ 支給決定額は、助成金支給の上限額を示しています。助成事業が完了し、実績報告後に助成金の額が確定されます。
- ⑪ 追加書類の提出期限を過ぎた場合や、申請内容に関する確認又は問い合わせに対して回答がない場合等には、本申請を辞退したものとみなします。

6. 事業開始にあたっての注意点

支給決定日より前に取り組んだテレワーク機器等の整備に係る経費は、助成対象外となります。

支給決定日以後、事業計画書兼支給申請書（様式第1号）の内容に基づき、申請のとおりに助成対象事業を開始してください。

7. 支給決定

- ① 審査結果は書面（支給決定通知書又は不支給決定通知書）にて通知します。なお、支給決定額を助成金支給額の上限とします。
※ 実績報告時において、「1 助成事業の概要（3）助成限度額・助成率」に定める事業者の規模に変更がある場合は、変更後の規模に対する助成金の上限と支給決定額を比較し、金額の低い方を助成金支給額の上限とします。
- ② 審査の経過・結果に関するお問い合わせには、一切応じられません。
- ③ 審査の結果、助成金支給申請額と助成金支給決定額が異なる場合があります。
- ④ 助成金の支給決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。
※ 支給決定前に支給申請を撤回する場合、速やかに支給申請撤回届出書（様式第6号）を郵送にてご提出ください。
支給決定日以後に支給申請を撤回する場合は、支給決定通知受領後14日以内に支給申請撤回届出書（様式第6号）を郵送にてご提出ください。なお、支給申請の撤回を行った場合、再度支給申請することができます。
※ 支給申請撤回に係る手続き期限を過ぎた場合は中止となりますので、「8 名称等の変更及び助成事業を中止する場合（2）事業計画を中止する場合」に従い手続きを行ってください。
※ 支給決定日から5か月以内に実績報告書及び関係提出書類を提出することが義務付けられます（**期限厳守**）。

8. 名称等の変更及び助成事業を中止する場合

(1) 名称等の変更の届出

助成対象事業者の名称、所在地、代表者を変更する場合は、変更届出書（様式第4号）及び当該変更の事実が確認できる証明書類（法人登記簿謄本等）を速やかに郵送にてご提出ください。

(2) 事業計画を中止する場合

提出した取組内容に記載したすべての事業を中止する場合及び助成事業の実施期間内に実施しない場合は、中止届出書（様式第5号）を速やかに郵送にてご提出ください。なお、助成事業を中止した場合、再度支給申請することはできません。

9. 実績報告

(1) 実績報告書類の提出期限について

支給決定日から5ヶ月以内に提出してください（期限厳守）。

※ 実績報告期限を過ぎた場合は、「（5）実績報告に関する注意事項⑨」に基づき中止したものとみなして処理します。

(2) 実績報告書類の提出方法について

実績報告書類一式をすべて揃えて、郵送により提出してください。

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 職場環境整備係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル 11 階

電話番号：03-5211-5200（平日9時～17時まで）*平日12時～13時、土日・祝日、年末年始を除く

※ 必ず「育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進助成金 実績報告書類在中」と記載のうえ、

追跡可能な記録の残る方法で提出してください（報告書類の到着有無に関するお問い合わせには一切応じられません）。

※ 締切日の消印有効とします。なお、来所による持参提出は一切受け付けません。

(3) 実績報告書類各種様式の入手方法

財団企業支援部雇用環境整備事業ホームページから様式をダウンロードしてください。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/ikukai-tele.html>



(4) 実績報告時の提出書類について

23ページ～25ページ別表4を参照してください。

※ 実績報告書（様式第7号）の「2 企業等の概要」における「担当者連絡先」欄は、必ず申請企業等の実績報告に関する実務担当者を記載してください。

(5) 実績報告に関する注意事項

- ① 提出書類の返却や送付依頼には一切応じられませんので、申請企業等が必ず実績報告書類等の控えを取って保管してください。
- ② 実績報告に関する各様式には、すべて法人登記簿謄本どおりに企業名、代表者名等を記載してください。
- ③ 実績報告書類の作成及び提出等、実績報告に係る経費は申請企業等の負担となります。
- ④ 実績報告書類の不備や申請内容に不明な点がある場合、電話等で確認させていただきます。その際、報告内容を説明できる申請企業等の担当者の方が対応してください。
- ⑤ 不明な点は、申請企業等の担当者または、支給申請書提出時に代行申請に伴う「委任状」で指定した代理人がお問い合わせください。企業情報にあたるため、第三者からのお問合せにはお答えできません。
- ⑥ 実績報告書類と添付書類がすべて揃い、内容に不備が無いことを確認後に審査を行います。必要書類はすべて揃えてご提出ください。
- ⑦ 必要に応じて、職員による立ち入り調査を実施します。
- ⑧ 審査の必要に応じて、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合があります。
- ⑨ 実績報告期限を最終報告期限として、当該期限内に実績報告の提出がない場合及び追加書類の提出期限を過ぎた場合や、実績報告内容に関する確認又は問い合わせに対して回答がない場合等には、助成事業を中止したものとみなします。

10. 助成額の確定

実績報告に基づき、審査を経て助成額を確定します。

- ① 審査結果は書面（助成額確定通知書）にて通知します。
- ② 審査の経過・結果に関するお問い合わせには、一切応じられません。
- ③ 審査の結果、助成金実績報告額と助成金確定額が異なる場合があります。
- ④ 助成金の確定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。

11. 助成額の確定後の手続き（助成金の請求）

助成対象事業者は、助成額確定通知書の受領後に、助成金請求書兼口座振替依頼書（様式第10号）に必要事項を記入し、印鑑登録した実印を押印のうえ、印鑑証明書（個人事業主の場合は印鑑登録証明書）とあわせて郵送により原本を提出してください（詳細は25ページ別表5のとおり）。なお、助成金のお支払いは、当該請求書類を受領してから1か月程度かかります。

12. 助成金支給決定の取消、助成金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、助成金支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの支給決

定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。なお、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等について公表を行うことがあります。支給決定を取り消した場合において、既に助成対象事業者に助成金が支給されているときは、期限を定めて助成金を返還していただきます。また、刑事罰が適用される場合もありますのでご注意ください。

- ① 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき、又は受けようとしたとき
- ② 助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき
- ③ 助成金の支給決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令等に違反したとき
- ④ 廃業、倒産等により、助成事業の実施が客観的に不可能となったとき
- ⑤ 「育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進助成金支給要綱」（以下「要綱」という。）第4条第1項第8号に定める暴力団員等の該当者又は関係者であることが判明したとき
- ⑥ 申請の要件に該当しない事実が判明したとき
- ⑦ その他の助成金等の支給の決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令又は要綱等に基づく命令に違反したとき

1.3. 助成事業完了後の注意事項

(1) 関係書類及び帳簿類の保管

助成事業に係る全ての関係書類及び帳簿類は、支給決定のあつた日の属する会計年度終了後、5年間保存しなければなりません。

(2) 取得財産の管理

- ① 助成事業により取得し、又は効用が増した財産（以下「取得財産」という。）を適切に管理し、助成事業の完了後も、助成金の支給の目的に従いその効率的運用を図らなければなりません。
- ② 取得財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適切な会計処理を行わなければなりません。

(3) 財産の処分の制限

- ① 取得財産等について、助成事業完了後から5年間又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければなりません。
- ② 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第9号）により、事前に財団の承認を受けなければなりません。ただし、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過したものについてはこの限りではありません。
- ③ 取得財産の処分により助成対象事業者が収入を得たときは、その収入の全部又は一部を財団に納付してもらうことがあります。

(4) 個人情報の保護について

提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」、「公益財団法人東京しごと財団個人情報保護基本方針」及びその他の関係法令に基づいて管理します。申請者は、提出書類に助成事業に関係のない個人情報が含まれている場合、必要に応じてその部分を黒塗りする等の対応をお願いします。

(5) 事業者名の公表について

助成金の支給を受けられた助成対象事業者に関しては、企業名、代表者名、住所、電話番号、業種、労働者数、支給年度、助成金額を公表する場合があります。

(6) その他

本助成事業は、この募集要項によるほか、要綱、「育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進助成金支給要領」（以下「要領」という。）の定めるところに従って実施されます。

1.4. 助成対象事業者（申請企業等）の情報取扱いについて

(1) 利用目的

- ① 審査にあたり外部専門家に意見を聞くことがあります。
- ② 本助成事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
- ③ 本助成事業の普及啓発のために使用する場合があります。
- ④ 他の助成金制度など各種事業案内等の送付を行う場合があります。

※ 上記④を辞退される方は、本助成事業の担当者まで連絡してください。

(2) 第三者への提供（原則行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります）

① 提供する目的

- ア 財団からの行政機関への事業報告
- イ 行政機関からの各種事業案内等の送付

※ 上記イを辞退される方は、本助成事業の担当者まで連絡してください。

② 提供する項目

氏名・連絡先等、及び申請書に記載の内容

③ 提供手段

提出資料（申請資料、実績報告等）の写し

II. 助成事業の詳細内容（助成条件）

都内で事業を営んでいる中小企業等が、育児・介護と仕事の両立支援のため就業規則の見直しやテレワーク環境の整備に取り組む場合に、当該整備に係る費用の一部を助成します。

《 助成事業の実施における留意事項 》

- 支給申請日時点で、就業規則や関連規程にテレワークに関する規程がある場合は申請できません。
- 原則として、申請後に実施計画の内容を変更することはできません。

計画においては、事業全体の取組目標を明確にし、以下の 2 項目（テレワークに関する規程の整備・テレワーク機器等の整備）を助成事業の実施期間（支給決定日から 4 か月以内）に完了できるように策定してください。

（1）テレワークに関する規程の整備

- テレワークの環境整備にあたり、支給決定通知時の案内に従って、指定の URL から研修動画を視聴してください。研修はオンデマンド配信形式となりますが、支給決定後早めにご視聴ください（合計 3 時間程度）。研修内容は以下のとおりです。
 - ①多様な働き方の推進に向けて～今企業が取り組むべきこと～
 - ②育児・介護中の従業員へのテレワーク導入における注意すべきポイント
- 支給決定から 4 か月以内に「テレワークに関する規程」を整備（策定・周知・施行）し、企業等の規模に関わらず、実績報告までに「テレワークに関する規程」は労働基準監督署に届け出てください。
- テレワークに関する規程は、以下の①と②(どちらか一方でも可)の労働者について在宅勤務等を可能とするテレワーク制度である必要があります。
 - ① 3歳未満の子供の育児を行う労働者
 - ②介護を行う労働者

※上記①と②を包括する制度でも可（全労働者対象等）
- テレワーク規程には、以下の 4 項目について定めている必要があります。

- 労働時間の管理体制（始業・終業時刻等）
- 情報通信機器の管理方法(貸与の有無等)
- 情報の取扱い
- 費用負担(通信料等)

- テレワークに関する規程の整備にあたって、助言を希望する企業等には、社会保険労務士を無料で派遣します。（最大 3 回まで）
この支援を希望する場合は、支給決定通知時の案内に従って申請フォームからお申し込みください。
※社会保険労務士が行うのは、あくまでテレワークに関する規程の整備に係る「助言・指導」であり、社会保険労務士がテレワーク規程を作成するものではありません。

（2）テレワーク機器等の整備

- テレワーク環境構築のための機器やソフトを選定してください。なお、テレワーク機器等について助

成金の支給申請をせず整備する場合でも、整備内容について詳細を事業計画書兼支給申請書（様式第1号）「3 助成事業の実施計画」及びテレワーク環境構築図で示してください（実績報告時には機器の導入結果や周知状況の報告も必要になります）。

- 選定した製品等について、**販売会社等から見積書を徴取してください。**

※ 消耗品費については、**一台あたり税込10万円未満の機器**とします。

- 下記の整備内容と区分できない実施計画は、助成対象外となります。

①社内環境の整備

例：社内の通信環境の整備、電話交換機の設置 等

②システムの再構築や冗長化のための整備

例：IT-BCP、ミラーリング、バックアップ機能の強化、機器の増強目的のリプレースやグレードアップ 等

③業務改善や効率化、生産性向上を目的とした製品導入のための整備

例：業務可視化ツールやRPAツール 等

- システム開発・改修及び構築にあたるもの（パッケージへのカスタマイズやアドオンでの導入が伴うものも含む）は、助成対象外となります。
- 助成事業におけるテレワーク機器等の整備は、申請日時点で都内事業所に所属する常時雇用する労働者のうち、3歳未満の子供の育児又は介護を行う（予定を含む）労働者が使用する機器等が助成対象です。なお、経営者は助成事業の対象者に含まれません（兼務役員は可）。
- 支給決定日より前に発注、契約、購入があったものは申請できません（助成対象外となります）。

III. 助成科目について

《助成対象経費》

以下の各事項に適合する経費で、別表1-1「助成対象経費」、別表1-2「助成対象経費の科目」に定める経費が助成対象となります。

1. 都内で実施する助成事業に要する**必要最小限の経費のうち、支給決定日以後、実績報告時までに助成対象事業者名義で支払いを終えた経費**
2. 助成事業に要する支払いが原則として**口座振込である経費**
3. **使途、単価、規模等の確認が可能である経費**
4. **他の事業に要した経費と明確に区分できる経費**
5. **財産取得となる場合は、所有権が助成事業者に帰属する経費**

注意事項

- テレワークに関する規程の整備に係る経費は、助成事業（研修受講、テレワーク規程の整備・周知）を実施した場合、**一助成対象事業者につき一律20万円を助成対象経費**とします。
- テレワーク機器等の整備は、**テレワーク機器等の整備に係る助成金の支給申請の有無に関わらず、助成事業の実施期間（支給決定日から4か月以内）**に、**テレワーク環境整備を完了し、社内に周知する必要があります。**

別表1－1 助成対象経費

助成事業	助成対象経費
	テレワークに関する規程の整備に係る経費
育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進事業	在宅勤務等を可能とする情報通信機器等の導入によるテレワーク機器等の整備に係る経費 テレワーク用の端末機器等購入費、テレワーク用の端末機器等の設置・設定費、テレワーク用の業務関連ソフト購入費 システム用機器等の保守委託等の業務委託料 テレワーク用の端末機器等リース料・レンタル料 システム導入時運用サポート費

- ※ テレワーク機器等の整備における助成対象経費は、申請日時点で都内事業所に所属する常時雇用する労働者のうち、3歳未満の子供の育児又は介護を行う（予定含む）労働者に向けて行う取り組みを対象とします。原則、この労働者数を超える数の購入・契約はできません。例えば、ライセンス等で最低購入（契約）数がこの労働者数を超える場合は、対象者分のみに按分をした経費での申請が必要です。
- ※ テレワーク機器等の整備に係る助成対象経費は、助成対象事業者が、支給決定日以後に新たに取り組んだ事業に要した経費とします。支給決定日より前に取組みがあったものは助成対象外です。
- ※ テレワーク機器等の中古品は助成対象外です。なお、実績報告時、購入機器のメーカー保証期間等を踏まえ、購入日との整合性がとれない場合、中古品と判断し助成対象外となることがあります。
- ※ テレワーク機器等の整備に係り、期間による料金設定がある場合、最長3か月分の申請が助成対象となります。例えば、3年1台版等の導入型ソフトの購入については、申請期間分（最長3か月分）のみに按分をした経費での申請が必要です（ただし、実績報告時までに助成対象事業者名義で支払が終わっていない経費は助成対象外となります）。

別表1－2 助成対象経費の科目

科目	内容説明	例
消耗品費	テレワーク用の端末・業務ソフトウェア購入費等 <u>※ 税込単価1,000円以上10万円未満に限る</u>	パソコン、タブレット、スマートフォン、周辺機器・アクセサリ等
購入費	税込単価10万円以上の業務ソフトウェア購入費	財務会計ソフト、C A Dソフト等
委託費	テレワーク用の端末等に係る設置・設定費等	パソコン・V P N環境構築の初期設定費用等
	システム機器等の保守委託等の業務委託料等	V P N環境の保守管理費用等
	システム導入時運用サポート費等	研修費用・研修時テキスト費用等
賃借料	機器リース料、レンタル料等	パソコンリース・レンタル料等

※使用料(例:ソフトウェア利用に係る使用料等)は助成対象になりません。

《 助成対象経費についての注意点 》

- ① 経費は、社会通念上適正な価格で取引されたものとします。
- ② 助成事業で要した経費の支払い手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨で支払うものに限ります（支給申請時に添付する見積書の段階で日本語及び日本国通貨で表記されるものに限ります）。
- ③ 助成対象経費の算定にあたり、助成事業の実施において寄付金その他の収入が生じる場合は、支出額から差し引くものとします。
- ④ 国又は都が実施する各種助成金との併給については、後述の《 助成対象外経費 ② 》に従うものとします。

《 助成対象外経費 》

以下の各事項に適合する経費のほか、別表2「助成対象外経費の科目」に定める経費は助成対象外となります。

- ① 助成対象経費（別表1-1、1-2）の経費区分に記載のないもの
- ② 本助成事業に関係のないもの（物品の購入、業務委託等）
- ③ 用途、単価、規模等の確認が不可能なもの
- ④ この助成金以外の他の事業に要した経費と明確に区分できないもの
- ⑤ テレワーク機器等の整備については、支給決定日より前に開始した事業に係るもの（ただし、支給決定日より前に開始した事業であっても、その一部が、内容や経費等の面から明確に支給決定日以降の部分を区別できる場合には対象とします）
- ⑥ 支給申請時に事業が完了しているもの
- ⑦ 間接経費（消費税・振込手数料・収入印紙代・事務手数料等）・旅費・光熱水費・物品購入に係る送料
- ⑧ 通信費（携帯電話通話料金、Wi-Fi月額料金、インターネット回線・プロバイダー料金等）
- ⑨ 自社の売り上げとなるもの
- ⑩ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（3親等以内）が経営する会社等）、代表者の親族との取引であるもの
- ⑪ 他団体からの寄付・助成など、自己負担していない分の経費
- ⑫ 実績報告時までに完了していない事業に係るもの（ただし、実績報告時以後も続く事業であっても、内容や経費等の面から明確に実績報告時以後の部分と区分できる場合には対象とします）
- ⑬ 物品購入時、店舗発行のポイントカード等によるポイントやクレジットカードのポイントを取得した場合の現金換算可能なポイント分
- ⑭ 現金で支払われたもの（10万円以下で即時支払いが求められるものを除く）
- ⑮ 契約書、発注書、納品書、領収書、振込明細書等の帳票類が不備なもの
- ⑯ 名義が助成対象事業者以外の領収書、振込明細書等
- ⑰ 他社発行の手形や小切手、個人名義のクレジットカード等により支払いが行われている経費

- ⑯ 通常業務・取引と混在して支払いが行われているもの
- ⑰ 他の取引と相殺して支払いが行われているもの
- ⑱ テレワーク環境構築図等において、導入前後の状況が確認できないもの
- ㉑ その他、同一の事由で国又は都から給付金、補助金や助成金を受けている場合**
- ㉒ 上記各号のほか、社会通念上、助成が適当でないと財団が判断したもの

※ その他、内容によっては上記項目以外であっても助成対象外となる場合もあります。

別表2 助成対象外経費の科目

科目	対象外経費
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 助成対象経費に記載のない経費 (2) 税込単価1,000円未満の少額のもの (3) 税込単価10万円以上のもの (4) 自社製品（親会社、子会社、グループ企業等関連会社の製品を含む） (5) 最低限の必要数を超える部分 (6) 中古物品（アウトレット品・整備済み品等を含む）
購入費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 助成対象経費に記載のない経費 (2) 自社製品（親会社、子会社、グループ企業等関連会社の製品を含む） (3) 最低限の必要数を超える部分 (4) 中古物品（アウトレット品・整備済み品等を含む）
委託費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 助成対象経費に記載のない経費 (2) 最低限の必要数を超える部分 (3) 工事に関する委託費 (4) 業務の再委託費 <p>※ 委託事業者から別の事業者に主要な業務が再委託された場合、当該再委託に係る経費は助成対象外とする。</p>
賃借料	<ul style="list-style-type: none"> (1) 助成対象経費に記載のない経費 (2) 最低限の必要数を超える部分
共通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社内環境の整備にあたるもの (2) システムの再構築にあたるもの (3) システムの冗長化にあたるもの (4) 業務改善や効率化にあたるもの (5) システム開発・改修及び構築にあたるもの（パッケージへのカスタマイズやアドオンでの導入が伴うものも含む）

※上記表内の他科目から支出をする場合であっても、「対象外経費」に該当する内容の経費については助成対象外とします。

IV. 提出書類について

※必ず控えを保管してください。

別表3 支給申請 提出書類一覧表（各書類すべて写し可）

事業計画書兼支給申請書及び誓約書		
①	事業計画書兼支給申請書 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 提出日（発送日）を記入すること 事業者（法人）の名称、所在地、代表者の役職・氏名について、法人登記簿謄本に基づいて記載すること 個人事業主の場合は、「企業等の所在地」に加え「個人の住所地」を住民票記載事項証明書のとおりに記載すること 代表者氏名については、本人が署名すること
	事業所一覧 (様式第1号別紙)	<ul style="list-style-type: none"> 本社及び事業所について、事業所の名称及び所在地、常時雇用する労働者数を記載すること 都外に所在する事業所、登記簿上の本店についても記載すること
②	誓約書（様式第2号）	<ul style="list-style-type: none"> 提出日（発送日）を記入すること ※ ①「事業計画書兼支給申請書（様式第1号）」と同一の日付 事業者（法人）の名称、所在地、代表者の役職・氏名について、法人登記簿謄本に基づいて記載すること 個人事業主の場合は、「企業等の所在地」に加え「個人の住所地」を住民票記載事項証明書のとおりに記載すること 代表者氏名については、本人が署名すること
助成対象事業者であることを確認するための書類		
③	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用） ※労働者2名分	<ul style="list-style-type: none"> 都内に勤務する常時雇用する労働者（申請日時点で雇用保険加入期間が6か月以上経過している方）を選定すること ※ 都外に本社があり、雇用保険の手続きをすべて本社で一括して行っている場合は、あわせて当該労働者の「労働（雇用）契約書」又は「労働条件通知書」を提出すること（都内で勤務する常時雇用する労働者に限る）。 ※ 雇用保険被保険者が2名いない場合には、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」を1名分、「労働（雇用）契約書」又は「労働条件通知書」を1名分提出すること（都内に勤務する常時雇用する労働者に限る）。
	就業規則（本則）	<ul style="list-style-type: none"> 申請日時点で労働基準監督署の届出印があること ※ 届出義務のある常時雇用する労働者が10人以上の事業所がある企業等のみ提出が必要 ※ 本則で確認できない事項がある場合は、別規程を求める場合があります
⑤	会社案内又は会社概要 (ホームページの写し等)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者（法人）の名称、所在地（支店等含む）、代表者の役職・氏名等の記載があるもの ※ 上記項目を網羅したものであれば、自社作成した文書でも可

	商業・法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	・申請日時点で発行日から3か月以内のもの
個人事業主の場合のみ		
⑥	個人事業の開業・廃業等届出書	・事業所の所在地が東京都内であること ・税務署の届出印があること
	住民票記載事項証明書	・個人事業主の氏名及び住所、生年月日が記載されていること ・申請日時点で発行日から3か月以内のもの
⑦	水道光熱費の請求書又は領収書、 賃貸借契約書等 ※該当する場合のみ	※登記簿上の本店所在地と本社機能を持つ事業所地が異なる場合は 以下の(1)、又は登記簿上の本店所在地が都外の場合は(2) のみ提出すること (1) 登記上の本店所在地と本社機能を持つ事業所地が異なる場合は、 当該事業所地で事業を営んでいることを確認するため、本社機能 を持つ事業所地のものを提出すること (2) 登記上の本店所在地が都外の場合は、都内で事業を営んでいる ことを確認するため、都内事業所の書類(1事業所分で可)を 提出すること
	法人都民税及び法人事業税の納稅 証明書	・申請日時点で納期が到来している直近の決算期の納稅証明書を提 出すること ※ 21ページ～22ページ参照
個人事業主の場合のみ		
⑧	個人都民税(居住地分・事業 所地分)及び個人事業税の納 稅証明書	・個人事業主の居住地、事業所の所在地に係るそれぞれの納稅証明 書を提出すること ※ 21ページ～22ページ参照
助成対象事業内容を確認するための書類		
⑨	テレワーク環境構築図 (導入前及び導入後)	・テレワーク環境の構築内容及びテレワーク導入に必要な機器(パソ コン等)の全容がわかるもの ※ 導入前と導入後の違いを具体的に記載すること ※ 事業者(法人)の名称、対象者数、テレワーク環境を構築する都内事業所 の所在地、申請機器の製品名・数量・委託作業等具体的かつ詳細に記載す ること
⑩	見積書 ※テレワーク機器等の整備に係る経費 を申請する場合のみ	・事業計画書兼支給申請書(様式第1号)の「助成金額計算書」に記 載のある項目(申請導入機器等や委託作業内容等)の積算根拠がわか るもの ※ 申請日時点で有効期限内のもの ※ ネットショッピング等の価格案内ページの写しは不可

		<p>相見積書</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約（購入）先1社あたりの契約（購入）金額が、税込50万円以上の場合、上記見積書と同一内容のもので、少なくとも1社以上提出すること ※申請日時点での有効期限内のもの ※原則、総額が安い金額の見積書を採用し、実施計画（助成金額計算書を含む）を策定すること
		<ul style="list-style-type: none"> 見積書を複数提出する場合は、<u>採用する見積書の右上に「採用」、相見積書の右上に「相見積書」と付すこと</u> 複数の機器等を申請する場合は、<u>事業計画書兼支給申請書（様式第1号）の助成金額計算書の申請番号を見積書及び相見積書に付すこと</u>
(11)		<p>導入製品等の資料 (製品情報及び委託作業内容がわかるもの) ※テレワーク機器等の整備に係る経費を申請する場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●システム機器等を購入・リース契約する場合 <ul style="list-style-type: none"> 申請導入する機器の製品情報（機能・仕様・価格等）が具体的にわかるもの（カタログ、製品案内ホームページ等の製品情報ページの写し等） ●導入型ソフトなどの場合 <ul style="list-style-type: none"> 申請導入するソフトの製品情報（機能・仕様・価格等）が具体的にわかるもの（カタログ、製品案内ホームページ等の製品情報ページの写し等） ●システム機器等の設置・設定作業の場合 <ul style="list-style-type: none"> 申請導入する機器・システム構築等の設置や設定に伴う作業費用が発生する場合は、具体的な作業内容が分かるもの（仕様書や見積明細書等）
代行申請の場合		
	★	<p>委任状（様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請企業等の在籍者以外（社会保険労務士や行政書士等）が申請に係る手続きを代行する場合のみ必要 代表者氏名については、本人が署名すること

都税の納税証明書の提出に係る注意事項について

(1) 法人の場合

- ① 法人都民税及び法人事業税の納税証明書を提出してください（2税目が1枚にまとまっていても可）。
- ② 申請日時点で納期が到達している直近の決算期の納税証明書を提出してください。
- ③ 申請日時点で初めての納期限前の場合は、都税事務所に届け出た法人設立届の写しを提出し、実績報告時に都税の納税証明書を提出してください。
- ④ 申請日時点で納税額が確定している直近年度について、納期が到達していないためまだ一度も支払っていない場合は、前年度分について納税証明書を提出してください。
- ⑤ 納税直後のため納税証明書の発行が受けられない場合は、申請日時点で発行される最新の納税証明書（前期納税分）と直近で納付した際の領収証書（領収印付印のあるもの）の写しを提出してください。

(2) 個人事業主の場合

- ① 個人都民税（居住地分、事業所地分）及び個人事業税の納税証明書を提出してください。
- ② 申請時点で納税額が確定している直近年度の、納期到達分を提出してください。
- ③ 申請日時点で納税額が確定している直近年度について、納期が到達していないためまだ一度も支払っていない場合は、前年度分について納税証明書を提出してください。
- ④ 紳税直後のため納税証明書の発行が受けられない場合は、申請日時点で発行される最新の納税証明書（前期納税分）と直近で納付した際の領収証書（領収印付印のあるもの）の写しを提出してください。

(3) 非課税の場合

課税されない理由がわかるものとして、次の書類を提出してください。

- ① 社会福祉法人等
 - ア 定款及び決算報告書
 - イ その他収益事業を営んでいないことがわかるもの
- ② 個人事業主
 - ア 確定申告書第一表及び第二表
 - イ 所得税青色申告決算書

(参考1) 提出が必要な納税関係の証明書類（法人）

税目	提出が必要な書類	備考
法人都民税	法人都民税 納税証明書	都税事務所で発行
法人事業税	法人事業税 納税証明書	
※非課税の場合	非課税を証明する書類	(参考3) 社会福祉法人等における提出が必要な納税関係の証明書類 参照 ※収益事業を行っている場合、法人事業税、法人都民税それぞれの納税証明書が必要

(参考2) 提出が必要な納税関係の証明書類（個人事業主）

税目	提出が必要な書類	備考
個人都民税（居住地分） ※住所地が都内の場合	住民税 納税証明書（居住地分）	居住している区市町村の役所で発行
個人都民税（事業所地分）	住民税 納税証明書（事業所地分）	事業所がある区市町村の役所で発行
個人事業税	個人事業税 納税証明書	都税事務所で発行
※個人事業税が非課税の場合	・確定申告書第一表および第二表 ・所得税青色申告決算書	

※ 都内で事業を行っている場合は、開業地の区市町村でも課税されている可能性が高いため、開業地の区市町村に課税対象となつていなかどうかお問い合わせください。区市町村に確認した結果、非課税であれば区市町村発行の「非課税証明書（写し可）」を提出してください（納税している場合は、区市町村発行の「納税証明書（写し可）」を提出してください）。

(参考3) 社会福祉法人等における提出が必要な納税関係の証明書類

法人等の形態	社会福祉法人、学校法人	特定非営利活動法人（NPO法人）
収益事業を行っている	法人都民税 納税証明書*	法人都民税 納税証明書
	法人事業税 納税証明書	法人事業税 納税証明書
収益事業を行っていない	定款又は寄付行為、決算報告書	定款、決算報告書、 都民税（均等割）免除決定通知書

*社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人に該当し、収益事業による所得の90%が本来の目的に充てられている場合は、以下の書類を提出してください。

- ① 法人都民税の課税・非課税の判定票（収益事業に係る所得金額に関する計算書）
- ② 確定申告書

別表4 実績報告 提出書類一覧表（各書類すべて写し可）

※必ず控えを保管してください。

実績報告書		
①	実績報告書（様式第7号）	
	事業所一覧 (様式第7号別紙)	
テレワークに関する規程の整備を確認するための書類		
②	テレワークに関する規程	
③	社内周知関係資料	
テレワーク機器等の整備を確認するための書類		
④	購入又はリースした物品、 ソフトの写真 ※支給申請でテレワーク機器等の 整備に係る該当経費を申請した 場合のみ	◆機器の場合 ・機器の写真（すべての台数分の機器を箱から出し、1枚の写真に収める） ※製造番号がある機器は、以下もあわせて提出すること ・パソコン・タブレット・スマートフォンの場合：製造番号が確認できる画 面キャプチャー ・上記以外で製造番号のある機器の場合：製造番号が確認できる写真 ◆導入型ソフトの場合 ・助成対象台数分のライセンス情報の記載がある画面キャプチャー等
⑤	委託の成果物 ※支給申請でテレワーク機器等の 整備に係る該当経費を申請した 場合のみ	◆設定（P C・V P N環境構築の初期設定等）の場合 ・設定した機器・環境を利用できることが確認できる、画面キャプチャー ※上記のほか、設定内容・設定値を確認できる以下のいずれかの資料 もあわせて提出すること ・設定書、作業手順書、作業チェックシート、テスト仕様書、結果報告書等 ◆システム導入時の運用サポート（研修等）の場合 ・操作説明等のマニュアル等
⑥	社内周知関係資料	周知は、次の内容を満たしたものであること ・3歳未満の子供の育児又は介護を行う労働者を対象とするテレワーク規 程の新たな整備に伴い、テレワーク機器を整備したことを労働者に対し メールやインターネット等により周知すること

「テレワーク東京ルール実践企業宣言」制度への登録に関する資料

⑦	「テレワーク東京ルール実践企業宣言」制度への登録に関する資料	・「テレワーク東京ルール」実践企業宣言ホームページにて登録申請後に発行される「テレワーク東京ルール」実践企業宣言書を印刷したもの（「テレワーク推進リーダー設置」表示があること）
---	--------------------------------	--

経費関係書類 ※支給申請でテレワーク機器等の整備に係る経費を申請した場合のみ

⑧	見積書	・支給申請時から変更がなければ、支給申請時の見積書の写しで可
⑨	発注書（申込書）	・発注（申込み）の日付及び内容がわかる書類 ※ 支給決定日以後の発注（申込）であること
⑩	契約書 ※契約締結が発生する場合のみ	・契約の日付及び内容（仕様書）がわかる書類 ※ 支給決定日以後の契約締結であること
⑪	委託完了届（業務報告書） ※様式例参照	◆テレワーク用の端末や、システム機器の設置・設定等の場合 ・実施内容が確認可能な内容であること ※ 履行確認のための書類（設定書、設定内容、作業手順書、作業チェックシート、テスト仕様書、結果報告書等）を添付すること ◆システム導入時の運用サポート（研修等）の場合 実施内容が確認可能な内容であること ※ 履行確認のための書類（操作説明等のマニュアル等）を添付のこと
	納品書	◆機器等物品購入の場合 ・納品日、納品場所、納品物がわかる書類
⑫	請求書	・請求日・請求金額・請求内容・請求先がわかる書類
⑬	領収書又は口座振込の控え等 支払いを確認できるもの ※経費は原則、口座振込で支払うこと	・助成対象事業者が、助成事業遂行のために事業実施期間から実績報告までの間に金銭の収受を行ったことの詳細（契約内容や納品物の詳細、単価、金額等）が具体的に確認可能な内容であること ※ 支払日は実績報告書提出日（提出書類①「様式第7号 実績報告書」記載の日付）までであること ※ 支払日とは「当該経費が助成対象事業者名義で支払いを完了した日」を指します ※ 助成対象事業者名義以外の口座等（個人名義等）からの支払いは不可 ※ ネットバンキングの場合は、取引明細照会画面、入出金明細一覧等（振込予約状態のものは不可）
⑭	その他支給決定を受けた経費に係る支払証拠書類	・財団職員の求めがあった場合、必要に応じて提出すること

※ 「助成金請求書兼口座振替依頼書」（様式第10号）は実績報告時には提出不要です。

※ ⑧見積書～⑭その他支給決定を受けた経費に係る支払証拠書類までの各書類については、支給決定を受けた助成対象経費のうちどの経費かがわかるように、各書類の右上に①実績報告書（様式第7号）の「4 助成金額計算書」に記載した申請No.を記入してください。

※ ⑪委託完了届は、以下の様式例に従い、記載項目が網羅されており、確実に契約が履行されたことを確認できれば様式は不問です。

《 様式例 》		令和 年 月 日
委託完了届		
様		No. ● ●
(受注者)		
住 所		印
氏 名		
(法人の場合は名称及び代表者名)		
下記のとおり業務が完了したので報告します。		
記		
件 名		
履行場所		
履行期間		
業務内容		
納 品 物		
発注者確認印		印
※発注者確認印の欄は、申請企業名であること。		

別表5 助成金請求 提出書類一覧表 **(原本を提出)**

※必ず控えを保管してください。

請求書関係書類		
①	助成金請求書兼口座振替依頼書 (様式第10号) (原本)	・印鑑登録した実印を押印すること
②	印鑑証明書 (原本)	・請求日時点で発行日から3か月以内のもの ・個人事業主の場合は、印鑑登録証明書

* 助成金請求書関係書類（上記①②）は**助成額確定通知書を受領後に郵送してください。**当該請求書類を受領後、1か月程度で、指定された口座に助成額の振込みを行います。

用語の説明

1 常時雇用する労働者

次の①から③を指し、登録型派遣労働者は除きます。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる*労働者
- ③ 日々雇用契約が更新される労働者でも、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる*労働者

*「見込まれる」とは、労働契約書等により1年を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されていることを指します。

2 テレワーク規程整備により在宅勤務等が可能となる3歳未満の子供の育児又は介護を行う（予定含む）労働者

申請日時点で、都内事業所に所属する常時雇用する労働者から選定してください。なお、経営者は労働者に含まれないため、選定することはできません（兼務役員は可）。

※関連用語：「3 兼務役員」もご確認ください。

※申請日時点で、育児又は介護を行っている労働者に限らず、今後その可能性がある労働者も選定できます。

3 兼務役員

会社の役員と一緒に部長、支店長、工場長等の労働者としての身分を有し、服務態様、賃金、報酬等からみて労働者の性格の強いものであって、雇用関係があると認められる者を指します（法令により使用人を兼務できないことを定められている役員は、兼務役員になることはできません）。

4 助成事業の実施

支給決定日から4か月以内に、支給決定した内容に基づき、以下の①②の取組を完了することを指します。

①テレワークに関する規程の整備

- ・財団が指定する研修動画を視聴
- ・3歳未満の子供の育児又は介護を行う労働者について在宅勤務等を可能とするテレワーク制度（テレワーク規程）を新たに整備
- ・社内に整備したテレワーク規程を周知

②テレワーク機器等の整備

- ・3歳未満の子供の育児又は介護を行う労働者が、在宅勤務等を可能とするテレワーク機器等を整備
- ※申請日時点で都内事業所に所属する常時雇用する労働者が、今後当事者になる場合に備えた整備も可
- ・社内にテレワーク機器等の整備を周知

5 実績報告

支給決定を受けた事業者が、支給決定した内容に沿って実施した助成事業（上記4）について、支給決定日から5か月以内に提出書類一式を全て揃えて提出すること（=助成事業の実施結果を報告すること）を指します。

「育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進助成金」に関するお問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 職場環境整備係

電話番号：03-5211-5200（平日9時～17時）*平日12時～13時、土日・祝日、年末年始を除く